

倉敷市立下津井中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校は全学年が単級である為、人間関係が固定化されたり、関係が悪化すると長引いたりする傾向にある上、進級による解決も期待できない。また最近では、生徒の多くがスマートフォンを所持していることから、LINEをはじめ SNS や写真・動画等でのトラブルが起こる可能性も高まっている。いじめや人間関係のトラブルについては、担任・学年教員・生徒指導主事等を中心としてあたっているが、本校は小規模校のため、全職員が全生徒の名前と顔が一致することが容易なので、全職員での情報交換や研修を重ねるとともに、家庭とも連携しながら、未然防止と早期解決に向けて努めていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校を挙げた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導担当以外にも、各学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。また、生徒の SNS 等の利用実態調査を行い、その結果を基に、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を得られる学校づくりを進める。
- ・教職員は、いじめはいつでも起こりうる問題と考え、日頃からアンテナを高くして見守る。

〈重点となる取り組み〉

- ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談週間との連携を取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年ですべての生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針を地域、保護者に向けて示し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。
- ・学区の青少年を育てる会との連携を図ったり、学校評議員の協力を得て地域の方との懇談の機会を設けたりしながら、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・学校便り等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
 - ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証の修正の中核、相談窓口、発生したいじめへの対応。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
 - ・年3回開催（学期ごと）、必要に応じて開催。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 - ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼で。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
 - 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部会、学年主任、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ネットパトロールによる監視
- ・保護者支援のための専門スタッフ（SSW 等）の派遣
- 〈学校側の窓口〉教頭

〈連携機関名〉児島警察署

〈連携の内容〉

- ・非行防止教室の開催
- ・定期的な情報交換、連絡会の開催
- 〈学校側の窓口〉生徒指導主事

〈連携機関名〉健全育成対策室

〈連携の内容〉

- ・定期的な情報交換、あいさつ運動
- 〈学校側の窓口〉生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 り 組 み

① いじめの防止

（教職員研修）

- ・教職員の指導力向上のために、校内研修を開催する。（居場所づくり）

- ・日頃の授業や行事等の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

（情報モラル教育）

- ・ネット上のいじめを防止するために、情報を発信することの責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。

② 早期発見

（実態把握）

- ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期及び、必要に応じて実施し、年2～3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。

（相談体制の確立）

- ・教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめの被害を訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

（情報共有）

- ・生徒の気になる変化や行為があった場合、必要に応じて随時記録を取り、教職員間でいつでも情報共有できる体制をつくる。特にスクールカウンセラーや支援員等からの情報を大切にする。

（家庭への啓発）

- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せた資料を作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③ いじめへの対処

（いじめの有無の確認）

- ・生徒がいじめを受けているとの情報を得たり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかはいじめの事実の有無を確認する。

（いじめへの組織的対応の検討）

- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を設置する。

（いじめを受けた生徒への支援）

- ・いじめの事実があったことが確認された場合には、いじめを受けた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

（いじめた生徒への指導）

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。